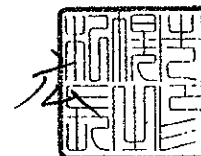


札幌市会計規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年9月 17 日

札幌市長

秋 元 克



札幌市規則第10号

札幌市会計規則の一部を改正する規則

札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（賠償責任を負うべき職員の指定）	（賠償責任を負うべき職員の指定）

改正前

第153条 法第243条の2の8第1項後段（中央卸売市場の職員にあつては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条の規定により準用される同項後段）の規定により賠償責任を負うべき職員は、同項各号に掲げる行為に直接関与した職員とする。

別表3（第3条及び第5条関係）

職	委任を受ける事務
(略)	(略)
納税課納税担当係長	
諸税課軽自動車税係長	
(略)	

別表6

金銭登録機で収納する使用料及び手数料等

(1)～(5) (略)

(6) 札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）別表1の項から9の項まで、21の項、29の項、32の項第2号、32

改正後

第153条 法第243条の2の9第1項後段（中央卸売市場の職員にあつては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条の規定により準用される同項後段）の規定により賠償責任を負うべき職員は、同項各号に掲げる行為に直接関与した職員とする。

別表3（第3条及び第5条関係）

職	委任を受ける事務
(略)	(略)
納税課納税担当係長	
(略)	

別表6

金銭登録機で収納する使用料及び手数料等

(1)～(5) (略)

(6) 札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）別表1の項から9の項まで、21の項、29の項、32の項第2号、32

改正前	改正後
の2の項第6号、33の2の項から33の5の項まで、34の2の項から36の項まで及び38の項（都市計画課、農政課、道路認定課、測量課及び住宅課において取り扱うものを除く。）から40の項までに規定する手数料 (7)～(11) （略） (12) （略）	の2の項第5号、33の2の項から33の5の項まで、34の2の項から36の項まで及び38の項（都市計画課、農政課、道路認定課、測量課及び住宅課において取り扱うものを除く。）から40の項までに規定する手数料 (7)～(11) （略） (12) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の規定により徴収の事務を委託された手数料 (13) （略）

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。ただし、別表3及び別表6の改正に係る部分は、公布の日から施行する。